

令和5年6月定例会 経済文教委員会委員長報告

20番 金沢 敦志でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました10件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、農林部の所管事項について申し上げます。

農家への支援についてであります。

4月及び5月の凍霜害等により、リンゴやブドウをはじめとする広範囲の農作物に、合計1億4,034万5,000円の被害が発生したとのことです。

市では、県や農協と足並みを揃え、農作物緊急対策事業による支援と、利子補給による農業経営再建支援など、被害による経営への影響を少しでも減らせるよう支援を検討しているとのことでした。

このような緊急的な支援のほか、農業の持続的な経営を支えるために、収入保険の加入に必要となる青色申告への転換や被害に強い果樹品種普及への支援など、農家への幅広い支援策を実施するよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第9号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「教育については無償であることが基本である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国が進めている35人学級を完結することが最優先である。」、「文部科学省が方針を打ち出してきた中で、まずは現場がどの程度変わっていくのかを見届けていくことが必要である。」との意見が出されまし

た。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「学ぶ権利を保障するために教育予算を増やすことは当然である。」、「子供達は平等に扱わなければいけない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「現在の年収 910万円という所得制限は低い金額ではない。」、「市立長野高校における就学支援金受給率は80%以上となっており、財源確保の観点からも所得制限は必要である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第11号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「地域高校の存続は、小・中学生の選択肢の幅を広げるという意味でも、大切なことである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「学校の魅力を出す取組により、生徒が集まるようにしていくことが大切である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第12号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願及び請願第13号 学級編制に関する請願、以上2件の請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、請願第13号につきましては、教育委員会に対して対応を求めていますので、それらを教育委員会に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが

適当であると決定したことを併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

令和5年6月定例会 建設企業委員会委員長報告

13番 滝沢 真一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました4件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、都市整備部の所管事項について申し上げます。

長野市歴史的風致維持向上計画についてであります。

本計画は、地域に残る歴史的建造物や伝統文化を保存、活用したまちづくりの推進を目的に平成25年度に策定されましたが、今年度末でその計画期間が終了するため、市では令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする第二期計画の策定に取り組んでおります。

次期計画の策定に当たっては、善光寺から戸隠へ向かう戸隠古道、また、精巧な彫刻を施した鬼無里の屋台など、十分に知られていない歴史的資産があることから、多くの方に訪れてもらえるよう他部局と連携した効果的な情報発信に取り組むよう要望いたしました。

次に、建設部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、ICT施工についてであります。

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題となっております。国においては、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取組として、ICT（情報通信技術）を進めることとしております。

本市におきましても、現在、北八幡調整池改修工事の掘削工事において、マシンガイダンスを導入しておりますが、今後も予算の確保を図り、ICT施工の積極的な導

入・普及に努めるよう要望いたしました。

2点目は、水門操作の自動化・遠隔化についてであります。

近年、頻発するゲリラ豪雨による浸水被害が多発しており、市ではこの対策として、水門における自動化・遠隔操作化を進めているところであります。

市内には、農地等の都市化に伴い、雨水排水の要素を担う農業用水も多数あることから、今後も適切な水門管理に向け庁内連携を強化し、安全・安心な暮らしに結び付けるよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和5年6月定例会 総務委員会委員長報告

19番 松井 英雄でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第49号 令和5年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費について申し上げます。

デジタル田園都市国家構想交付金事業のうち、公共施設DX事業についてであります。

市は、本年度、施設案内予約システムを更改するとともに、一部の施設については使用料の納付にオンライン決済を導入することとしております。また、社会体育館など40箇所の施設については、Wi-Fi環境を整備し、施設の施錠開錠に暗証番号を用いた遠隔操作が可能なスマートロック方式により管理することとしております。

社会体育館などの施設については、避難所としての利用が見込まれ、施錠管理を遠隔操作することで、より迅速な避難所開設につながることも期待できることから、今後、より多くの施設に導入するとともに、スマートフォンの利用が普及する中、避難所へのWi-Fi環境整備が必須と考えられることから、スマートロック方式の導入にとらわれず、整備対象施設の拡大を視野に入れた検討をするよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

長野市のホームページについてであります。

当ホームページは、令和5年2月に全面リニューアルされましたが、現在、一部、情報量の少ないページがあるほか、過去の会議資料などを閲覧できる期間が所属によって異なるなどの課題もあります。

ホームページに掲載されている情報は、市民にとって非常に重要なものであることから、企画政策部が中心となって、庁内の調整や掲載基準の周知をするほか、各所属の広報活動におけるホームページのより積極的な活用を促すよう要望いたしました。

次に、地域・市民生活部の所管事項について申し上げます。

住民と市との協働によるまちづくりの仕組みの再構築についてであります。

平成22年3月に市内32地区全てに住民自治協議会が設立されてから10年余りが経過し、各地区において、地域活動を実践する中核的な存在になってはいますが、人口減少や高齢化、定年延長などの社会情勢の変化に伴い、地域住民からは、役員の担い手不足、事務の負担感などに関する意見が寄せられており、仕組みの見直しが求められています。

新たな仕組みの検討に当たっては、住民と行政の役割分担を改めて整理し、各地区の意見をしっかり聞きながら、住民自治協議会の皆さんとともに、丁寧に進めていくよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

増加する救急需要への対策についてであります。

現在、鶴賀消防署においては、人口が集中しているエリアを管轄していることなどから救急需要が特に多くなっており、他のエリアを管轄している救急隊が応援出動しているとのことです。

救急要請に対しては、できるだけ短時間で医療機関に搬送することが何より重要であることから、鶴賀消防署における救急隊の増設や必要に応じた管轄エリアの見直しなど、体制の強化を検討するよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第4号「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「インボイスを発行するためには課税事業者にならな

ければならず、これまで消費税の納付を免除されてきた事業者への影響が大きい。」、「制度が複雑であり、まだ理解が進んでいない中にあるのは、一旦、立ち止まるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「標準税率と軽減税率という複数税率の下において、インボイスは、より適正な消費税の課税のために必要な制度である。」、「制度導入の10月まで残り3か月という中にあるのは、7割を超える企業がシステム導入などの準備を進めており、社会的混乱を招かないためにも、予定どおり実施すべきである。」、「昨年度までに、国や税務署等において、3万回を超える説明会を開催しており、丁寧な周知や広報を実施している。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める国あて意見書の提出を求める請願の審査について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和5年6月定例会 福祉環境委員会委員長報告

31番 布目 裕喜雄でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました4件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第54号 長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、子どもの福祉医療制度の在り方について、社会福祉審議会の答申に基づき、通院費及び入院費に係る福祉医療の支給対象を、中学校卒業までのところ、18歳の年度末までに拡大するもので、経済的負担の軽減等により、子育て支援のさらなる充実につながるものです。

その上で、この答申では、実施への課題はあるものの、受給者負担の窓口無料化について、段階的な実施を含め、さらに検討していくことが適当としております。

そこで、今回の支給対象の拡大による財政負担の影響等の課題をしっかりと整理し分析しつつ、今後はさらに受給者負担金の窓口無料化についても、段階的な実施に向け検討を強化するよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は、保育園等における使用済みおむつの持ち帰りの廃止についてであります。

公立保育所等における使用済みおむつにつきましては、モデル園での試行を経て、全ての園においておむつを処分し、保護者の持ち帰りを廃止する方向で準備を進めているとのことです。

これについては、保護者及び保育士それぞれの負担軽減となる事業であることか

ら、私立の保育施設についても、それぞれの施設の状況等を見極めつつ、必要な助成制度を検討し、市内すべての保育施設においておむつの持ち帰りを廃止できるよう要望いたしました。

2点目は、青木島こども未来プランについてであります。

このプランの策定に当たっては、既に青木島遊園地が廃止され、子供たちの遊び場が十分に確保できていない現状を踏まえると一定の速度感が必要であるものの、様々な課題があることから、拙速に進めることは避けなければなりません。

そこで、広く関係者の意見を聴き、様々な意見に対し柔軟な対応に努め、子供たちが伸び伸びと遊べる環境をつくるとともに、十分な安全確保を図ることで、子供たちにとって最善の対応となるよう努めることを要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第6号 福祉医療制度の格差是正に関する請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「身体、知的及び精神の三障害が等しく扱われることは、当然のことであるから対象にすべきである。」、「入院措置が終われば、直ちに社会復帰をしていただいて、社会の中で暮らしていけるような環境をつくるために対象とすべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「県の補助を受けて実施している福祉医療において、その対象外である精神障害者の入院費を福祉医療費の対象とした場合に、財政的に相当の影響を受ける。」、「全国市長会、知事会等を通して、国に全国一律の制度を設けること要望をしているので、そちらに重心を置くべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的助成についての請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「補聴器の早期導入により、聞こえの改善が図られ、社会活動が活発化し、また、認知症の予防にもなり、介護予防も進むという様々な効果が期待される。」、「重度の難聴の方への障害者施策としての補助制度では進行を防ぐには遅い。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「重度の聴覚障害については、障害者に対する給付として補助制度がある。」、「次期高齢者福祉計画の策定に向けたアンケートで補聴器を必要と感じていないという方が67.4%と半数以上であったことから、慎重に検討すべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第8号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げることを要望する意見書を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「勝訴判決を考慮し、国にきちんとした生活保護費の基準の設定を促すべきである。」、「10年前の基準に戻すだけでなく、現在の生活実態に合わせた基準にすることを国に対して求めるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「令和5年度の生活保護基準の改定で、請願内容にある引下げ前の時点の基準とほぼ同額にすることが既に予定されている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。